

京丹波町国際交流協会 会 則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、京丹波町国際交流協会（以下「協会」という。）という。

英語表記；KYOTAMBA INTERNATIONAL EXCHANGE ASSOCIATION

(目 的)

第2条 協会は、京丹波町民の国際感覚を涵養するため、教育、文化、スポーツ、産業などの幅広い分野において諸外国の人々と交流し、相互に理解を深める。また、国籍の違いにかかわらず、全ての住民が地域社会の構成員としていきいきと暮らすことができるよう、多文化共生社会の形成推進に取り組み、地域活性化、社会的課題の解決、世界平和に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 協会の事務所は、京丹波町生涯学習センター内に置く。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 姉妹都市交流・交換留学に関する事業
- (2) 地域の多文化共生推進に関する事業
- (3) その他協会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 協会は、本会の目的に賛同する一般会員、学生会員及び団体会員をもって組織する。

第2章 役員等

(役 員)

第6条 協会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 事務局長 | 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

2 理事および監事は、会員の中から総会において選出する。

3 会長、副会長および事務局長は、理事の互選による。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。

3 事務局長は、協会の事務を管理し、事務局を総括する。

4 会計は、協会の会計事務を管理する。

5 理事は、理事会を構成し、会務を審議、執行する。

6 監事は、協会の事業および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により専任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務と責任を負うものとする。
- 4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(名誉会長)

第9条 協会に名誉会長を置き、京丹波町長をもってあてる。

(顧問)

第10条 協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に出席して助言することができる。

(ボランティアスタッフ)

第11条 協会にボランティアスタッフを置く。

- 2 ボランティアスタッフは、各委員会と協力し、協会事業の運営に当たるものとする。

(事務局)

第12条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は有給とし、その組織及び運営に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第3章 会議

(総会)

第13条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が特に必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。
- 5 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告および事業計画の承認に関すること。
 - (2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
 - (3) 役員の選出に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、事務局長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集する。
- 3 理事会の議長は会長が指名し、これにあたる。

- 4 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議すべき議事に関する事。
 - (2) 事業の執行に関する事。
 - (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(委員会)

- 第15条 委員会は、事業計画を立案し、その事業を実施する。
- 2 委員会は、次のとおりとする。
 - (1) 姉妹都市委員会
 - (2) 多文化共生委員会
 - (3) 広報委員会
 - 3 委員会は、理事をもって構成する。
 - 4 委員会に委員長を置き、委員長は理事の中で互選する。
 - 5 委員会は、委員長が招集し議事進行を務める。

第4章 経費、会費、会計等

(経 費)

- 第16条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 前項の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 一般会員 年額1口 2,000 円
 - (2) 団体会員 年額1口 10,000 円
 - 3 納入された会費は、返還しないものとする。

(会計年度)

- 第17条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

1. この会則は、平成18年4月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
2. 平成18年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、初年度に限り会則施行の日始まり、平成19年3月31日に終わる。
3. 第2条、第4条、第15条を令和4年4月24日 総会にて改定